

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 適正な品質管理等を行う製造業者に対する登録制度の導入

一 特定飼料等製造業者の登録

- (一) 飼料又は飼料添加物（以下「飼料等」という。）の成分につき規格が定められた飼料等で、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）の製造を業とする者（以下「特定飼料等製造業者」という。）は、特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができることとする。

（第七条第一項関係）

- (二) (一)の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等の製造設備、検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等について農林水産大臣が行う検査を受けなければならないこととする。

（第七条第四項関係）

- (三) 農林水産大臣は、登録の申請が農林水産省令で定める基準等に適合すると認めるときは、登録をしなければならないこととする。

（第九条関係）

(四) その他特定飼料等製造業者の登録に関し、所要の規定を設けるものとする。

(第八条、第十一条から第十五条まで、第十九条、第二十条関係)

二 特定飼料等製造業者の付する表示

一の(一)の登録を受けた特定飼料等製造業者(以下「登録特定飼料等製造業者」という。)は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付することができることとする。とともに、当該表示が付されているものについては、独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)が行う検定に合格したことを示す特別な表示が付されていなくても販売することができることとする。

(第五号第一項、第十六条関係)

三 改善命令

農林水産大臣は、特定飼料等の製造設備等が農林水産省令で定める基準等に適合していないと認めるとき等は、登録特定飼料等製造業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

(第十七条関係)

#### 四 登録の取消し

農林水産大臣は、登録特定飼料等製造業者が三の命令に違反したとき等は、その登録を取り消すことができることとする。

(第十八条関係)

#### 五 外国特定飼料等製造業者の登録等

外国において本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者(以下「外国特定飼料等製造業者」という。)は、農林水産大臣の登録を受けて、特定飼料等に当該特定飼料等が登録を受けた外国特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付することができることとする。登録特定飼料等製造業者に係る所要の規定を準用することとする。(第二十一条、第二十二条関係)

#### 第二 飼料等の安全性の確保の強化

##### 一 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止

農林水産大臣は、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生じることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料等の販売の禁止に加え、当該飼料等の製造又は輸

入を禁止することができるとともに、飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができるとすること。

(第二十三条関係)

## 二 飼料等の輸入の届出

外国における生産地の事情その他の事情からみて有害な物質が含まれる等のおそれがある飼料等として、農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならないこととする。

(第五十一条関係)

## 第三 検定機関の指定制度の見直し等

### 一 特定飼料等の検定機関の見直し

特定飼料等の検定を行う者を検査所に限定することとする。

(第五条第一項関係)

### 二 公定規格の検定機関の指定制度の見直し

規格設定飼料について公定規格による検定を行う機関を農林水産大臣の指定制から登録制に改めるとするとともに、登録に関し、所要の規定を整備することとする。

(第二十七条及び第三十四条から第四十七条まで関係)

### 三 規格設定飼料製造業者の登録等

(一) 規格設定飼料の製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができることとする。 (第二十九条第一項関係)

(二) (一)の登録を受けた規格設定飼料の製造業者は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができることとする。 (第二十九条第二項関係)

(三) その他規格設定飼料製造業者の登録に関し、所要の規定を整備することとする。 (第二十八条、第二十九条第三項関係)

(四) 外国において本邦に輸出される規格設定飼料の製造を業とする者は、農林水産大臣の登録を受けて、当該飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができることとする。 (第二十八条、第三十条関係)

(第二十八条、第三十条関係)

### 第四 厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、飼料添加物の指定、飼料等の基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止又は有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止をしようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならないこととする事。

(第五十九条関係)

## 第五 罰則

罰則に関し所要の改正を行うこととする事。

(第六十七条から第七十五条まで関係)

## 第六 附則

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする事。

(附則第一条関係)

### 二 その他

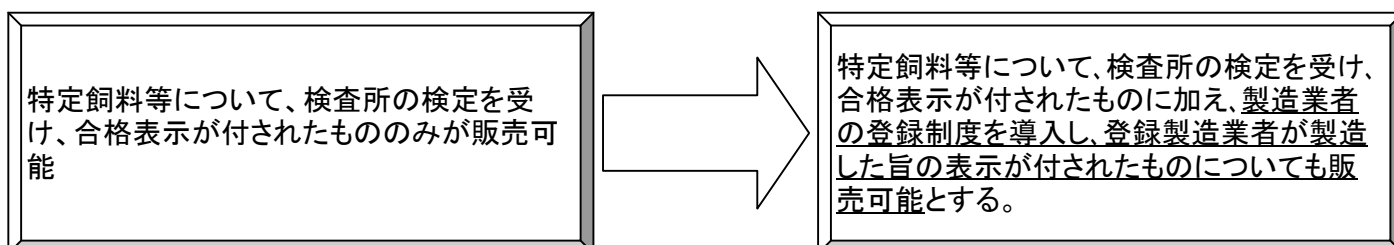
その他所要の規定を整備することとする事。

# 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の概要

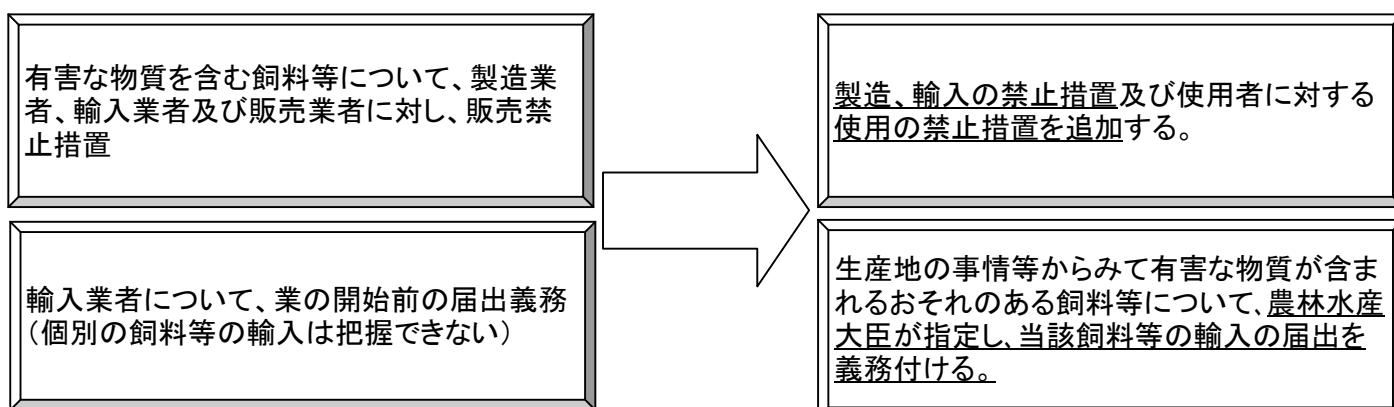
[現行]

[改正後]

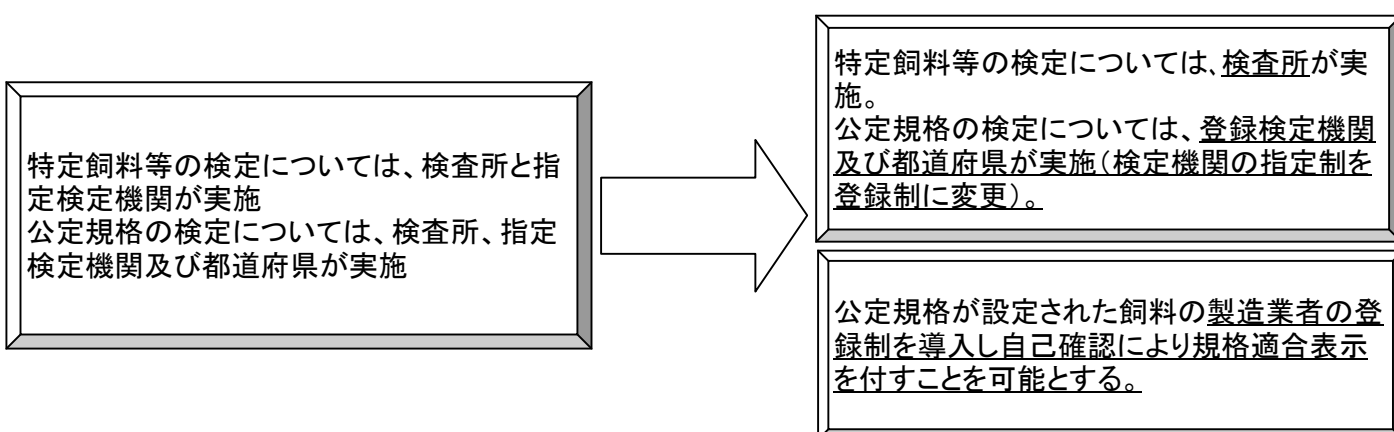
## 1 適正な品質管理等を行う製造業者に対する登録制度の導入



## 2 飼料及び飼料添加物の安全性の確保の強化



## 3 特定飼料等及び公定規格の検定機関の指定制度の見直し



## 4 厚生労働大臣との連携の強化

